

平成29年度秋田県バリアフリー社会形成審議会議事録（要旨）

1 日 時

平成30年3月26日（月） 14：00～16：00

2 場 所

ルポールみずほ ききょう

3 出席者

・ 委員（50音順、敬称略）

相場博、角田昭、門脇琢也、児玉長榮、込山敦司、佐々木宏行、櫻庭徹、
菅原睦実、古屋利彦、星野勇、渡辺幸哉

※15名中11名出席

（参考）欠席の委員：大庭喜美子、門脇隆幸、鈴木紀子、戸嶋真紀子

・ 県庁各課

総務課、総合政策課、あきた未来戦略課、観光振興課、福祉政策課、長寿社会課、
障害福祉課、県民生活課、農林政策課、産業政策課、建設政策課、建築住宅課、
財産活用課、教育庁総務課施設整備室、教育庁幼保推進課、教育庁特別支援教育課、
警察本部（警務課・会計課・生活安全企画課・少年女性安全課・交通企画課・
交通規制課）

・ 事務局

地域・家庭福祉課長、地域・家庭福祉課調整・地域福祉班員

4 議事 （●委員の意見及び質疑等、○事務局及び県庁各課からの回答等）

（議事1）秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部改正について
（質疑応答）特になし

（議事2）「平成29年度バリアフリー関連事業について」

（議事3）「平成29年度秋田県バリアフリー推進賞について」

（議事4）「平成30年度バリアフリー関連事業について」

(主な質疑応答)

●障害者等用駐車区画を設置するに当たり、寸法などの決まりはあるのか。大きい自動車の場合は前後に長く、奥行きがないと、通路と駐車した自動車が干渉してしまうことがある。

○障害者等用駐車区画の幅について、車いす用駐車区画については350センチメートル以上としている。そのほか、駐車区画設置者に向けて配布しているパンフレットには、デイスerviスの送迎車の後部から車いすを使用して乗降ができる長さを想定して、駐車区画の長さについて600センチメートル以上が望ましいと記載しており、皆様に御協力をお願いしている。

●秋田バリアフリーマップについて、昨今のIT技術の進歩の状況からすると現状では見劣りする内容である。観光施設等の情報提供と併せて、改めて検討する必要があるのではないか。既に存在しない施設などが掲載されたままとなっている。

○秋田バリアフリーマップについては、平成30年度、公開をいったん中止することとした。その分、他の事業内容によりバリアフリーについての情報提供を充実させていきたい。

●ウェブサイトの音声読み上げシステムについても、現在ではインターネットブラウザに読み上げ機能が実装されており、費用対効果を考えていく必要があるのではないか。

○今後、情報を集めながら将来的なあり方を検討していく。

●平成29年度事業の「私立幼稚園運営費補助金」と「地域子ども・子育て支援事業」の違いは何か。後者の事業の実績がないのは、周知不足が原因ではないのか。

○後者の事業は、事業者からの申請があってから実施していく内容であるため、現在のところ実績がない状況である。事業の周知は、引き続き実施していく。

●類似した事業内容と思われるが、事業実績に差があることについては、どのように分析しているのか。

○補助事業費の上限など、様々な制約があることも原因であると思われる。

●「ICT端末等導入推進事業」はどのような事業内容か。

○タブレット型端末を特別支援学校3校1分校に導入する内容である。学習を進めたり、

日常生活の様々な場面で、予め音声を端末に録音しておき、タブレット端末に設定したボタンを押すことにより意思伝達を行うといった活用方法がある。

●建設業者には、どのような職種で障害者が雇用されているのか。

○工事現場ではなく、事務職が主であると考えられるが、詳細については即答できない。

公共工事の入札参加審査における加点制度について、改めてPRをすすめ、障害者雇用の拡大につなげていきたい。

●「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」が平成14年に制定されてから13年を経過した。同条例施行規則の細部は改正をしているようであるが、「バリアフリー」の考えの進化に伴う条例本体の改正は考えているのか。

○現状において、具体的に条例の改正は考えていないが、条例を変えるべき事案があれば、関係部局と協議して、改正も検討していく。

●UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入に際して、県の支援策を要望している段階である。

●「ヘルプマーク」は、秋田県独自のものか。障害があれば、誰でも交付されるものか。

○「ヘルプマーク」は、東京都が初めに導入しており、秋田県で29番目である。マーク自体もJIS規格に指定されており、当県ではシリコン製のストラップ状ものである。他県ではシール状のものもあるが、基本的なデザインは同一である。用途としては、このマークを鞆などにぶら下げるようにして使用し、このマークを付けている方には障害者に対する合理的配慮を求めるものである。市町村等で配布しており、申請書等は要しないものであるため、どのような方が取得しているかは把握していない。

●県民には、例えば「ヘルプマーク・ヘルプカード」があるから声を掛ける、ということではなく、自然に障害者と接することができるようになれば良いと思う。

●大仙市はこの冬、雪が多く、歩道の点字ブロックの傷みが目立つ場所もあると思われ、これからパトロールを行いながら対処していきたい。

●障害者用の駐車区画は、健常者が駐車するなど、有効に利用されていない場合も多い。

○「バリアフリーマップ」の公開を平成29年度で終了するということがあったが、秋

田県として各障害者団体への調査を依頼する形で調査を行うという方法もある。

- 今後、情報収集に努めていく。

4 閉会